

令和8年度 小浜市放課後児童クラブ

会員募集のご案内



受付期間

令和7年9月1日（月）～令和7年9月30日（火）

受付期間

健康管理センター（子育て応援課） または 各児童クラブ

留意事項

※令和8年度中の利用申請すべてを、この期間に受付します。年度途中からの利用や、長期休暇のみの利用を予定されている方も、必ずこの期間中に申し込みください。

※令和7年度から継続して利用を希望する場合、新たに利用を希望される場合のどちらとも申請が必要となります。

※この期間外にも申請は受付ていますが、期間中に申請いただいた方が優先となります。

目次

1、児童クラブとは	p1
2、対象児童	p1
3、申込から入所までの流れ	p1
4、開設時間	p2
5、開設場所	p2
6、閉設日	p2
7、利用料（保護者負担金）	p3
8、申込みにあたり必要な書類	p3
9、決定通知送付時期	p4
10、重要事項説明	p4
□保護者の方へのお願い	p5
□申請書の取得方法	p6
□LINEによる子育て情報の周知について	p6
□問い合わせ先	p6

【用語の説明】

◎ 放課後児童クラブに関すること

- ・来所：児童クラブに来ること
- ・在所：児童クラブにいること
- ・帰宅：児童クラブから自宅に帰ること
- ・開所：児童クラブを開設時間に関すること
- ・閉所：児童クラブを開設時間以降、閉めること
- ・休所：児童クラブを休みにすること

◎ 小学校に関すること

- ・登校：小学校へいくこと
- ・在校：小学校にいること
- ・下校：小学校から帰ること
- ・休校：小学校が休みになること

1 児童クラブとは

保護者が就労や病気などで昼間家庭にいない小学生の子ども達を預かり、遊びや生活の場を提供するものです。子ども達の健全な育成を図るため、次のような活動を行っています。

- (1) 児童の健康管理・安全確保・情緒の安定
- (2) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (3) 遊びを通しての自主性・社会性・創造性の向上
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡

※宿題の時間は取っていますが塾やスポーツクラブのような指導はありません。

学校がある日の児童クラブでの生活の流れは次のようになります。

- (1) 順次学校から児童クラブ室に来所 「ただいま」「おかえり」
- (2) 着替え・宿題後自由遊び（宿題については、子ども達の自主性に任せています）
- (3) 片付け・掃除
- (4) 16 時頃、おやつ(その日の下校時間などによって前後します)
- (5) 集団遊び、または自由遊び
- (6) 片付け・18 時までにお迎え

※18 時以降は延長料金を頂きます。また、遅くとも 18 時 30 分までに迎えに来てください。

2 対象児童

令和8年度に小学校に通学予定で、以下の要件を満たす児童

○同居する大人が次のいずれかの要件を満たし下校後児童の保育ができないご家庭の児童

- ・ 就労している（自営業・農業・漁業を含む）
- ・ 就職するために学校（職業訓練校等）に通学している
- ・ 病気や心身の障がい、介護等その他の事由により児童の保育ができない 等

※ 入会中に育児休暇等で仕事を休まれるときは、一度退会していただき、復帰されるときに再入会の手続きをしていただきます。

3 申込みから入所までの流れ

Step1 書類の準備

Step2 申し込み受付 ※先着順ではありません

Step3 申請書類の審査

Step4 加入決定通知の郵送（送付時期は『8、申込み期間』の決定通知送付時期をご参考ください）

Step5 決定クラブとの入所説明等の準備

Step6 児童クラブ入所

4 開設時間

	時 間	備 考
授業日	下校時間～午後 6 時まで	学校行事などで下校時間が早い場合は、その時間に合わせて開所します。
長期休暇期間	午前 8 時～午後 6 時まで	学校行事で授業が振替休日になった場合や、夏休みなどの長期休暇の際は、朝から開所します。 土曜日と国民の祝日は下記の備考の注意点をよくお読みください。
土曜日		
振替休日		
国民の祝日		
時間外開設	午後 6 時～6 時 30 分 午前 7 時 30 分～8 時	事前にご連絡いただくことで、次の時間外利用に対応します。 <u>(時間外料金が生じます)</u>
備考	国民の祝日（元日、5月3～5日以外）は、今富児童クラブで集中して開所します。 （祝日と土曜日が重なった場合、祝日扱いを優先します。） 土曜は、小浜美郷児童クラブ（4～9 月）、小浜児童クラブ（10～3 月）で集中して開所します。 <u>※祝日と土曜日の利用については1ヶ月単位で利用申請が必要です。</u>	

5 開設場所

クラブ名		TEL	開設場所	学校区
小浜児童クラブ		52-2505	はましんわくわくステーション （小浜市小浜白鬚1 1 2番地）	小浜
雲浜児童クラブ		53-1973	雲浜小学校 （小浜市城内二丁目2番7号）	雲浜
小浜美郷児童クラブ		64-5399	小浜美郷小学校敷地内専用施設 （小浜市金屋第3 9号8番地）	小浜美郷
西津児童クラブ		080-8991-8705	西津小学校 （小浜市北塩屋第1 8号1 9番地）	西津
今富児童クラブ	1 年生	080-1178-7517	旧子育て支援センター （小浜市木崎第1 4号1 番地の1）	今富
	2～3 年生	080-2956-5815	旧今富公民館	
	4～6 年生	080-8999-6694	（小浜市和久里第2 6号9番地）	
内外海児童クラブ		080-8999-6695	内外海小学校 2F （小浜市阿納尻第4 5号 9 番地）	内外海
口名田児童クラブ		080-8690-5085	口名田小学校 （小浜市中井第4 3号1 5番地）	口名田
加斗児童クラブ		080-2956-4449	加斗児童館内和室 （小浜市飯盛第5 8号1 4番地）	加斗

※学校等の状況により、開設場所が変更になる場合がございます。ご了承ください。

6 閉設日

	休みとなるとき	備 考
1	日曜日	※以下の2～6を除いた月～土曜日に開設
2	ゴールデンウィーク	5月3～5日
3	お盆	8月13日～15日
4	年末年始	12月29日～翌年1月3日
5	休校の場合	自然災害や集団風邪流行などによる休校・学校閉鎖時
6	特に市長が認めるとき	子どもの安全が集団生活の中では確保出来ないとき等

7 利用料（保護者負担金）

申請書の記載内容に基づき算出した利用料を、毎月25日に口座振替させていただきます。児童クラブ保護者負担金の口座振替依頼書を提出されていない方は、金融機関でのお手続きが必要です。

		通常	ひとり親世帯	備考
利用料	通年会員	8, 000円／月	5, 500円／月	入会月・退会月のみ日 割り計算します。
	春休み会員	5, 000円／回	3, 400円／回	
	夏休み会員	1 6, 000円／回	1 1, 000円／回	
	冬休み会員	3, 000円／回	2, 000円／回	
時間外 利用	18：00～18：30	1 0 0円／回		時間外利用になる場 合、事前に各クラブに ご連絡ください。
	7：30～8：00			
休会 など	月単位でクラブを休まれた場合、年間1回のみ休会扱いとなり、その月の保育料は免除 になります。 <u>特別な事情がない限り、入会月・退会月以外の保育料の日割り計算は致し ません。</u>			

※利用料を2カ月以上滞納されると退会して頂く場合があります。

8 申込みにあたり必要な書類

新規利用の場合 ※令和7年度中に利用が無かった場合は新規に申請が必要となります。

①小浜市放課後児童クラブ加入申請書（児童1名につき1枚）

※長期休暇中の利用申請は、小浜市放課後児童クラブ加入申請書（長期休暇会員）

②保護者の就労等証明書類（兄弟で兼用可能）

(1)就労している方・・・『就労証明書』

(2)自営業の方（農業・漁業も含む）・・・『放課後児童クラブ入会申告書』

※ 確定申告書等の写しが、別途必要となります。

(3)その他（病気、障がい、介護、内職など）

・・・『放課後児童クラブ入会申告書』

※医師の診断書、障害者手帳、介護が必要な方の診断書、内職の勤務証明書等を添付してください。

③児童調査票（児童1名につき1枚）

④緊急時連絡表（児童1名につき1枚）

継続利用の場合 ※令和7年度中に利用があった場合、継続申請となります。

①小浜市放課後児童クラブ継続申請書（令和8年度継続通所用）

②保護者の就労等証明書類（兄弟で併用可能）

※令和7年度利用申請以降、家族状況等の変更があった場合、変更届・児童調査票・緊急時連絡表のうち該当する書類を改めて提出ください。

申請書類は小浜市子育て応援課窓口、各児童クラブに準備してあります。
また、小浜市のホームページからもダウンロードできます。（P6 参照）

9 決定通知送付時期

会員形態	決定通知送付時期
通年会員	令和8年2月頃 (予定)
春休み会員	令和8年2月下旬頃 (予定)
夏休み会員	令和8年7月上旬頃 (予定)
冬休み会員	令和8年12月頃 (予定)

○児童クラブの利用は年度毎に申請が必要です。

○提出書類の記載内容から変更が生じた場合は、速やかに子育て応援課でご連絡ください。

10 重要事項説明

下記のいずれかに該当した場合、児童クラブの利用を控えて頂くことがあります。

- 1、世帯状況の変化により、対象児童の要件を満たさなくなった場合
- 2、申請書等の内容に虚偽の記入または申立てがあった場合
- 3、児童クラブの利用料を2ヶ月以上滞納している場合
- 4、開所時間内に児童を送迎できない場合
- 5、児童が集団生活を送ることが難しい場合
- 6、他児や支援員へ故意による暴力行為や施設備品の破壊行為があった場合
- 7、他児へ精神的苦痛や危害がおよぶ場合
- 8、児童クラブ利用中に支援員による医療行為を必要とする場合
- 9、児童クラブの運営上、支障があると認められた場合



保護者の方へのお願い



- (1) 児童クラブの入会について、本人とよく話をしてください。

特に高学年の児童は、成長に伴い活動や興味の範囲が広がっていきます。放課後の過ごし方について、ご家族でよく話をしてください。

- (2) ご家庭での時間・お友達と遊ぶ時間を作ってください。

児童クラブは、ご家族がやむを得ず、児童との時間がもてない（保育できない）間の支援です。ご家庭で保育できる状態にあるときは、開設時間内であってもお迎えに来ていただき、ご家庭等で過ごす時間を持ってください。

- (3) 開設時間内の送迎にご協力ください。

開設時間外は児童をお預かりできません。長期休暇中も同様です。

- (4) 発達が気になる児童について

児童クラブは集団生活となります。児童によっては、時には集団生活が負担となる場合があります。その際は、支援員を加配したり、日数や利用時間についてご相談させていただく場合がございます。

そのほか、『放課後等デイサービス』などの福祉サービスの併用も考えられます。

（詳しくは地域福祉課 障がい者支援室にご相談ください。）

※『放課後等デイサービス』とは・・・医師の意見書を取得する等、一定の要件を満たす児童に、ひとりひとりの支援計画を作成し、発達を促す様々な遊びを取り入れた小集団での保育・療養を行う福祉サービス

- (5) 欠席連絡について

児童クラブを欠席する場合は児童クラブ（留守番電話でもかまいません）もしくは子育て応援課へ必ず連絡ください。

- (6) 児童クラブの円滑な運営にご協力ください。

児童が児童クラブの活動中に病気や怪我をした場合はご連絡しますので、速やかにお迎えにきてください。

他の児童に感染の可能性のある病気であると見込まれる場合は、児童クラブの利用をご遠慮ください。

必要な持ち物は必ずご家庭でご用意頂きますようお願いいたします。

児童クラブは、家庭にかわる生活の場を提供しますが、『集団生活』の場でもあり、けじめやルールがあります。自分勝手な行動は事故やけがの原因となるため、支援員がお子さんに注意したり、指導したりすることがあります。

お子さんひとりひとり、育った環境や個性が違います。褒め方、注意の仕方、性格等、保護者の方からアドバイス等がありましたらお気軽に支援員に伝えてください。お子さんが健全に育っていくために共に頑張っていきます。

☆ 申請書の取得方法 ☆

申請書は子育て応援課または、各児童クラブに取りに来ていただくか、小浜市のホームページ（子育て支援サイト）よりダウンロードください。

**小浜市子育て支援情報サイト
アクセスはこちらから**



☆ LINE による子育て情報の周知について ☆

子育て応援課では子育て情報について定期的に LINE の公式アカウントでご周知させていただきます。

（発信例：保育園の入園申し込み期間の案内、
放課後児童クラブの申し込み期間の案内 等）

LINE を利用されている保護者の方は大変便利ですのでぜひご活用ください。

**子育て支援 LINE アカウント
『すくすくおばまっ子』**



手順）1.LINE ホームの右上の友達追加マークを選択
2.QR コードを選択し、上記の QR コードを読み取る

☆ 問い合わせ先 ☆

● 小浜市子育て応援課 家庭支援グループ
TEL 64-6013(直通) ●